

第 1 7 2 回組合会会議録

千葉県市町村職員共済組合

第172回組合会会議録

平成25年3月4日千葉市中央区中央港1丁目13番3号オークラ千葉ホテル3階「ウインザー」において第172回組合会を開催した。

組合会の目的である事項

- 議案第1号 専決処分（千葉縣市町村職員共済組合定款の一部変更）の承認を
求めることについて
- 議案第2号 平成24年度変更事業計画及び予算（第1次）について
- 議案第3号 平成25年度事業計画及び予算について
- 議案第4号 千葉縣市町村職員共済組合定款の一部変更について
- 議案第5号 千葉縣市町村職員共済組合貸付規則の一部改正について
- 議案第6号 千葉縣市町村職員共済組合生活習慣病予防規則等の一部改正に
ついて
- 議案第7号 千葉縣市町村職員共済組合助成金交付規則の一部改正について
- 議案第8号 千葉縣市町村職員共済会館設置規則の一部改正について
- 議案第9号 千葉縣市町村職員共済組合特定健康診査等実施計画書
（第2期）について

招集年月日 平成25年3月4日
議 長 岩 田 利 雄

議員の定数は20名であるが、出席した議員は、次のとおりである。

市町村長である議員（5名）

- 1番 小坂泰久
3番 松崎秀樹
9番 岩田利雄
11番 根本崇
13番 相川勝重

市町村長以外の議員（10名）

- 2番 須藤和人
4番 関口明
6番 斉藤扶知雄
8番 大網裕弥
10番 高橋邦芳
12番 池田忠三
14番 岩崎利浩
16番 平山優
18番 高橋泰文
20番 天野武彦

委任状を提出した議員は、次のとおりである。（５名）

５番 太 田 洋
７番 藤 代 孝 七
１５番 豊 田 俊 郎
１７番 熊 谷 俊 人
１９番 水 越 勇 雄

委任を受けた議員は、次のとおりである。（１名）

１１番 根 本 崇（委任者５名）

事務局から出席した職員は、次のとおりである。

事務局 長	若 菜 幸 二
事務局次長兼経理課長	海 宝 弘 展
出納長兼保健課長	宍 倉 敦 夫
監査室長兼年金課長	榎 田 研 二
総務課長兼情報管理課長	五 木 田 雅 之
福 祉 課 長	工 藤 誠
総務課長補佐	多 田 芳 子
福祉課長補佐	北 嶋 洋 子
経理課長補佐	川 野 温 美
施 設 長	森 澄 生
施設管理課長	布 施 幸 一
施設管理課付課長補佐	植 松 一 彦
施設管理係長	伊 藤 篤 史

開 会 （時刻 13時00分）

事務局長 本日出席の組合会議員の皆さまがお揃いですので、進めさせていただきます。まず開会に先立ちまして、本日の定足数を発表させていただきます。本日、出席をいただきました市町村長議員５名、委任状を提出されました市町村長議員は５名、合計１０名でございます。

また職員側議員につきましては１０名全員のご出席いただいております。

したがいまして、地方公務員等共済組合法施行令第１１条の規定によります定足数に達しておりますので、ただいまから、議事日程にしたがいまして第１７２回組合会を開催させていただきます。

開会にあたりまして議長からご挨拶をお願いいたします。

議 長 大変ご苦勞様でございます。本日、組合会の開会にあたりまして、ご

挨拶を申し上げます。

ここに、第172回組合会を開催いたしましたところ、議員各位におかれましては、公務ご多忙の折、ご出席を賜り、厚くお礼申し上げます。また、平素から共済組合の事業運営につきまして、特段のご理解と、ご協力を賜り、重ねてお礼申し上げる次第でございます。

さて、本日、上程いたします主な議案は、「平成24年度変更事業計画及び予算(第1次)」、「平成25年度事業計画及び予算」並びに「予算に関連する諸規則等の一部改正」につきまして、ご審議を賜るものでございます。

平成25年度の事業計画及び予算の策定にあたりましては、総務省から示されます「地方公務員共済組合の事業運営について」及び「予算編成関係資料」に基づき、編成作業を行ったものでございます。

それでは、平成25年度事業計画及び予算の概要を申し上げます。まず、組合員数の状況でございます。平成25年度末の組合員数は、5万6,139人で、昨年度より214人の減少を見込むものでございます。

次に、短期経理でございます。平成25年度の財源率の設定にあたりましては、短期経理の欠損金補てん積立金を満額積み立てることと、収支均衡を図ることを前提としていることから、平成25年度においては、千分の4.8引上げ、千分の86.8とするものでございます。

次に、保健経理でございます。財源率につきましては、据え置きとし、保健事業の根幹である疾病予防事業をはじめ、各種保健事業を引き続き、実施するものでございます。

なお、特定健康診査等実施計画書につきましては、5年ごとに、5年を一期として定めるものとされているところから、平成25年度からの第2期実施計画を策定するものでございます。

また、繰入金につきましては、平成24年度に設置いたしました「施設運営検討委員会」からの答申に基づき、「オークラ千葉ホテル温浴施設」へは、運営資金として、3,400万円を繰り入れ、「オークラ千葉ホテル」へは、固定資産税及び減価償却費相当の一部として、1億5,000万円を、また「黒潮荘」へは、固定資産税及び減価償却費相当として、4,046万9,000円を繰り入れるものでございます。なお、「那須の森ヴィレッジ」につきましては、昨年度に引き続き、繰り入れを行わないものでございます。さらに、平成25年度では、平成21年度に宿泊経理への繰入金として、貯金経理から相互繰り入れされた積立金の残額1億9,500万円を貯金経理へ戻すものでございます。

次に、宿泊経理でございます。「オークラ千葉ホテル」につきましては、「改修工事 中期3ヵ年基本計画」に基づき、最終年度である平成25年度は、レストラン及びパティオを中心に改修工事を実施するものでございます。また「黒潮荘」につきましては、平成25年度から新たな民間会社に業務を委託することになり、より一層の利用促進を図るものでございます。

次に、貯金経理でございます。共済貯金の支払利率につきましては、2.1パーセントに据え置くものですが、不安定な金融情勢が続いている状況でありますので、引き続き、有価証券を中心に安全有利で効率的な運用に努めてまいります。

最後に、物資経理でございます。近年、エコカーの普及により、購入

価格も高額となっている状況に鑑みまして、平成25年10月から購入限度額を100万円引き上げ、常時、300万円とするとともに、手数料率につきましても、0.3パーセント引き上げをし、2.42パーセントとするものでございます。

各事業経理の詳細につきましては、事務局から説明いたさせますので、充分なるご審議を賜りますようお願い申し上げます。

なお、職員側議員の皆さまにおかれましては、去る、2月18日から22日までの間、各地区において、「地区別共済制度研修会」を開催し、組合員への予算の周知、意見・要望等の集約にご尽力いただきましたことに感謝申し上げ、議長のあいさつといたします。

議長 それでは、議事日程の決定を議題といたします。お諮りをいたします。議事日程は、本日1日といたしたいと存じます。これに、ご異議ございませんか。

[「異議なし」の声あり]

議長 ご異議ないものと認め、本日の会議を、1日と決定いたします。

議長 次に、会議録署名議員の選挙について、お諮りをいたします。会議録署名議員の選挙は、議長において、指名することで、ご異議ございませんか。

[「異議なし」の声あり]

議長 ご異議ないものと認め、会議録署名議員に長側13番相川勝重議員、職員側16番平山優議員の両名を指名いたします。

議長 これより議案の上程を行います。議案第1号「専決処分（千葉県市町村職員共済組合定款の一部変更）の承認を求めることについて」、事務局から説明を求めます。五木田総務課長。

総務課長 はい。

議長 はい。総務課長。

総務課長 それでは議案第1号を上程させていただきます。お手元の資料の議案第1号をご覧ください。専決処分（千葉県市町村職員共済組合定款の一部変更）の承認を求めることについてでございます。

このことについて、組合会を招集する暇がなく臨時急施を要するものと認め、地方公務員等共済組合法第10条第2項の規定により、平成24年12月28日別紙のとおり専決処分をしたので、同条第3項の規定により承認を求めるものでございます。

1枚おめくりいただきますと、専決処分書がございます。記に記載のとおり、千葉県市町村職員共済組合定款の一部を別紙のとおり変更するものとするものでございます。さらに1枚めつくていただき、この要綱

書をもって説明させていただきます。

第1に変更の目的でございます。所属所の市制施行に伴い、所要の変更を行うことを目的とするものでございます。第2に変更する事項でございます。1といたしまして、平成25年1月1日をもって大網白里町が市制施行に伴い、第9条第2項に規定する市町村長が選挙する議員の選挙区の表、及び同条第3項に規定する市町村長以外の組合員が選挙する議員の選挙区の表の一部を変更するものでございます。2といたしまして、前項の変更に伴い、第32条第1項に規定する組合員の範囲を定めた別表の一部を変更するものでございます。第3、施行期日でございます。この変更は、公告の日から施行し、変更後の千葉県市町村職員共済組合定款の規定は、平成25年1月1日から適用するものでございます。以上でございます。

議長 はい。ただ今議案第1号について説明がなされました。これより質疑をお受けしたいと存じます。議案に対する質疑はございませんか。

[「なし」の声あり]

議長 以上で質疑の終結をいたします。
議案第1号「専決処分（千葉県市町村職員共済組合定款の一部変更）の承認を求めることについて」採決をいたします。原案のとおり可決することに賛成の方の挙手を求めます。

[全員挙手]

議長 はい。ありがとうございました。挙手は全員であります。よって議案第1号は原案のとおり可決されました。
次に、議案第2号「平成24年度変更事業計画及び予算（第1次）」を議題といたします。事務局から説明を求めます。五木田総務課長。

総務課長 はい。

議長 はい。総務課長。

総務課長 それでは引き続きまして、議案第2号、平成24年度変更事業計画及び予算（第1次）についてを上程させていただきます。議案第2号をご覧いただきたいと思っております。こちら1枚めくっていただきますと、平成24年度変更事業計画及び予算（第1次）を別冊のように定めるものとするということで、予算書を作成したものでございます。予算書をご覧いただきたいと思っております。1枚めくっていただきますと、緑の紙で概況がございます。1の短期経理から11の物資経理までございますが、こちらの概況を用いましてご説明をさせていただきたいと思っております。なお、この変更予算につきましては、昨年12月の末日の実績に基づきまして収支の変更を行ったものでございます。

それでは概況の1ページをご覧いただきたいと思っております。1の短期経理でございます。1、短期貸付金の変更についてとして、貸付経理への

貸付金を56万円に変更するものでございます。高額医療貸付と出産貸付の資金となるものでございます。次に2の収支予定の変更についてでございます。こちらは増減の大きなところを説明させていただきます。まず、収入の科目で1番上の短期負担金、2番目の介護負担金、さらに5番目の介護掛金があります。こちらにつきましては、変更したことによって減額となっているものでございます。こちらの減額理由でございますが、標準給与総額の減少による減となるものでございます。収入の上から4番目、短期掛金でございます。こちらは変更したことにより、3,946万8,000円増額となるものですが、こちらの理由につきましては、任意継続組合員が当初よりも359人増えたことによる増加となるものでございます。次に支出でございます。一番上の給付金でございますが、こちらは変更したことによりまして4,325万6,000円の減額となったものでございますが、こちらの理由につきましては、休業給付の減少による減となるものでございます。このように収支予定の変更に伴いまして、収支差引をいたしますと、変更後の1番下の欄をご覧ください。5億1,161万9,000円の当期損失金が生じる見込みとなるものでございます。

次に2の長期経理でございます。収支予定の変更についてでございますが、まず収入の負担金、掛金、共に変更したことにより減額となっているものでございます。こちらの理由につきましては短期経理と同様に標準給与総額の減少による減となるものでございます。変更後の収入の合計でございますが、757億9,823万8,000円を見込むものでございます。こちらにつきましては同額を下の支出にあるとおり、負担金払込金、掛金払込金として、全額を全国市町村職員共済組合連合会へ払い込むものでございます。

次に3、預託金管理経理でございます。1の長期貸付金の変更については、まず貸付経理への貸付金を変更したことにより6億2,704万8,000円減額となるものでございます。こちらは貸付の申し込みの減による減となるものでございます。一方、物資経理への貸付金につきましては、変更することにより6,250万円増加となるものでございます。こちらの申し込み件数の増加による増となるものでございます。次に2の収支予定の変更についてでございます。まず収入でございますが、こちらは利息及び配当金で、変更したことによりまして、1,589万7,000円減額となるわけですが、こちらの理由につきましては、貸付経理への貸付金が減少したことによるものでございます。次に概況の2ページをご覧ください。一番上にあります預託金管理経理の支出部分でございます。支払利息ということで、この表の真ん中にありますとおり8億4,620万9,000円を支出するものでございますが、この経理につきましては全国市町村職員共済組合連合会の長期給付積立金の一部の預託を受け、運用している経理のため、全額連合会に返還するものでございます。次に3、資産構成割合の変更についてでございます。この表の中では資産区分の①の上から2番目の投資有価証券について説明させていただきます。変更したことにより増減額が3億円減額となっているものでございますが、こちらの理由につきましては当初縁故地方債を3億円引き受ける予定としておりました。しかしながら、その引き受けが今年度ございませんでしたので、引き受けがなかった分の3億円

減額となるものでございます。

次に4の業務経理でございます。収支予定の変更について、(1)から(4)につきましては、予算総則事項となっていることから、限度額を示しているものでございます。まず(1)の職員給与の限度額でございますが、2,712万5,000円減額するものでございます。(2)の旅費につきましては、146万2,000円を減額、事務費につきましては、611万7,000円減額、有価証券の最高限度額につきましては、2億円を減額するものでございます。なお、(1)の職員給与の限度額が、2,712万5,000円減額した主な理由でございますが、まず退職手当の計算で、当初3名の職員の退職事由を勧奨退職として算出していましたが、こちらを自己都合の退職に変更したことにより、今年度の積み増し額が1,200万円減少したものでございます。さらに時間外勤務手当でございますが、当初予算では東日本大震災に伴う業務が平成23年度は多くありました。このような状況に鑑み、時間外手当を計上していたのですが、平成24年度はその業務がだいぶ落ち着き、時間外勤務が減少したこと。さらには当組合で週に1日、ノー残業デーを実施しております。そのような効果も併せまして、時間外手当が約1,000万円減少したことがこの主な理由でございます。(5)の収支予定の変更でございますが、収支予定を変更したことに伴い、収支を差引いたしますと、7,348万5,000円の当期利益金が生じる見込みでございます。

次に5の保健経理でございます。収支予定の変更について、(1)職員給与につきましては、限度額を148万7,000円増額するものでございます。旅費につきましては133万1,000円減額し、事務費につきましては124万9,000円減額します。さらに保健経理第2への繰入につきましては、44万6,000円増額をし、宿泊経理へ繰入の最高限度額を49万2,000円増額するものでございます。(6)の収支予定の差引で、1番下の当期損失金をご覧ください。変更前は8,044万円の当期損失金を見込んでおりましたが、収支予定の変更に伴い、当期利益金として7,172万9,000円の見込みに変更になったものでございます。

次に概況の3ページをご覧ください。6の保健経理第2でございます。こちらは那須の森ヴィレッジを運営する経理でございます。収支予定の変更について、(1)旅費の限度額を33万1,000円減額するものでございます。事務費は36万2,000円減額をいたします。保健経理より繰入の最高限度額を44万6,000円減額し、44万6,000円に変更させていただくものでございます。(4)の収支予定の変更でございます。収支予定の変更に伴い、収支差引をいたしますと、5,900万2,000円の当期損失金が生じる見込みとなるものでございます。

次に7の保健経理第3でございます。こちらはオークラ千葉ホテル10階にございます温泉施設を運営する経理でございます。収支予定の変更でございますが、(1)事務費の限度額を1万9,000円増額して、47万7,000円とするものでございます。(2)の収支予定の変更でございますが、収支予定の変更に伴い収支差引をいたしますと、3,120万6,000円の当期損失金が生じる見込みとなるものでございます。

次に8の宿泊経理でございます。収支予定の変更について、(1)職員給与の限度額を593万5,000円減額するものでございます。事務費につきましては18万5,000円増額し、保健経理より繰入の最高限度額は49万2,000円増額、さらには有価証券の最高限度額を1億円増額して18億4,000万円とするものでございます。(5)の収支予定の変更でございます。収支予定の変更に伴い収支差引をいたしますと、1億7,516万7,000円の当期損失金が生じる見込みとなるものでございます。

次に概況の4ページをご覧ください。9の貯金経理でございます。収支予定の変更でございますが、まず(1)職員給与の限度額を282万2,000円減額するものでございます。旅費につきましては34万1,000円減額をして、事務費につきましては限度額を223万8,000円減額するものでございます。(2)の収支予定の変更でございます。収支予定の変更に伴い収支差引をいたしますと、24億9,609万2,000円の当期利益金が生じる見込みとなるものでございます。

次に10の貸付経理でございます。1の借入金の変更について、他経理からの借入金を次とおりに変更するという事で、区分をご覧いただきますと、短期経理より借入金、預託金管理経理からの借入金がございますが、こちらの変更理由につきましては、短期経理、預託金管理経理で説明したとおりでございます。2の収支予定の変更についてでございます。(1)の職員給与の限度額ですが、51万4,000円減額をするものでございます。旅費につきましては52万7,000円を減額して、事務費につきましては212万円を減額するものでございます。(4)の収支予定の変更でございます。収支予定の変更に伴い収支差引をいたしますと、4,644万7,000円の当期利益金が生じる見込みとなるものでございます。

次に11、物資経理でございます。1の借入金の変更で、こちらも預託金管理経理の中で説明したとおりの理由で増えるものでございます。次に2の収支予定の変更についてでございます。(1)職員給与の限度額につきましては34万6,000円増額するものでございます。旅費につきましては1万9,000円増額し、事務費につきましては56万6,000円減額するものでございます。(4)の収支予定の変更でございます。こちらにつきましては概況の5ページをご覧ください。当初予算におきましては、当期損失金が154万2,000円生じると見込んでおったところですが、収支予定の変更に伴い当期利益金が46万2,000円生じる見込みと変更になったものでございます。説明につきましては、以上でございます。

議 長 　ただ今議案第2号「平成24年度変更事業計画及び予算(第1次)」の説明がなされました。これより質疑を受けたいと存じます。議案に対する質疑はございませんか。

天野議員 　はい。

議 長 　はい。20番天野議員。

天野議員 20番の天野です。千葉県市町村職員共済組合組合会会議規則第25条の規定に基づき、次のとおり発言いたします。

まず、議案第2号の73ページ、貸付債権保全引当金についてご教示願えればと思います。貸付債権保全引当金という勘定科目は、全国市町村職員共済組合連合会の貸付債権共同保全事業において、不良貸付債権に対し交付を受けた保全交付金相当額と以前事務局から教えていただいたことがあります。これが変更前9億4,409万7,000円、変更後が12億2,848万2,000円と2億8,438万5,000円、およそ3億円増額しております。勘定科目の性質からこの増額について何らかの理由があるのではないかと考えます。この増額の理由についてご教示いただけたらと思います。以上です。

福祉課長 はい。

議長 はい。福祉課長。

福祉課長 ただ今のご質問につきまして、ご回答させていただきます。当初予算時においては、3億円程度の債権を譲渡することを見込んでおり、全国市町村職員共済組合連合会に対し、これ位は譲渡できるのではないかと、平成24年3月までの債権を順次譲渡する手続きをとっていました。これがなかなか進まなかったため、3億円譲渡できなかったということになります。昨年4月から全国市町村職員共済組合連合会で債権処理を5年間集中的に進めることとされており、全国から連合会へ譲渡をする手続きが集中しているため、その処理がなかなか追いつかない、進まない状況です。事前調査で書類を提出した分につきましても、まだ回答がきておらず、債権譲渡の処理に時間が掛かって進んでいない状況であります。以上でございます。

議長 よろしいですか。

天野議員 はい。

議長 他にございませんか。

[「なし」の声あり]

議長 それでは以上で質疑を終結いたします。

これより採決をいたします。議案第2号「平成24年度変更事業計画及び予算（第1次）について」原案のとおり可決することに賛成の諸君の挙手を求めます。

[全員挙手]

議長 はい。ありがとうございました。挙手は全員であります。よって議案第2号は原案のとおり可決されました。

次に議案第3号「平成25年度事業計画及び予算」を議題といたしま

す。事務局から説明を求めます。五木田総務課長。

総務課長 はい。

議長 はい。総務課長。

総務課長 それでは議案第3号を上程させていただきます。恐れ入りますが、議案第3号をご覧ください。平成25年度事業計画及び予算について、平成25年度の事業計画及び予算を別冊のように定めるものとしてございます。1枚めくっていただきますと、平成25年度事業計画及び予算とあります。さらに表紙をおめくりいただきますと、緑色の紙で事業計画の概況がございました。説明につきましては、この概況によりましてさせていただきます。

それでは概況の1ページをご覧ください。まず、1の総括でございます。(1)は地方公共団体の数を示したものでございます。1番右の合計は100団体で、平成24年度と変更はないものでございます。ただし、市町村の内訳の変更があり、先ほど申し上げました大網白里町が平成25年1月1日から市制を施行したことで、市が1市増え37市、町が1町減り16に変更となっているものでございます。次に(2)組合数でございます。こちらにつきましては、平成25年度末推計の合計欄をご覧ください。平成25年度末では5万6,139人を見込むものでございます。平成24年度と比較いたしますと、1番右の欄のとおり214人の減少となるものでございます。次に(3)給料額及び平均給料月額でございます。こちら平成25年度末の推計の合計欄をご覧ください。このカッコ内の数字ですが、1人あたりの平均給料月額でございます。単位は円でございます。まず上段が、長期に適用される1人あたりの平均給料月額でございますが、32万2,666円を見込むものでございます。前年度と比較いたしますと、一番右の欄の4,271円の減額となるものでございます。次にその下の欄でございます。こちらは短期に適用される1人当たりの平均給料月額ですが、32万2,170円を見込むものでございます。前年度と比較いたしますと、4,302円の減額となるものでございます。なお、こちらの平均給料月額につきましては、政府の予算案等で示されています地方公務員の給与削減7.8パーセントは見込んでいないものでございます。次に概況の2ページをご覧ください。(4)被扶養者数の平成25年度末推計の被扶養者数合計欄をご覧ください。5万1,002人を見込むものでございます。前年度と比較いたしますと、一番右の欄にございますように160人の減少となる見込みでございます。

次に2の短期経理でございます。(1)給料と掛金・負担金との割合(短期給付)で、次のページをご覧ください。こちらの表は財源率を示しております。財源率につきましては、総報酬制の導入によりまして、この給料と掛金の部分につきましては、手当率の1.25が乗じられているものでございます。このことから本来の財源率は(1)の2にございます期末手当等と掛金・負担金との割合の数字になりますので、こちらの表を用いまして説明をさせていただきます。平成25年度一般組合員、一般職の欄でございますが、こちらは掛金・負担金とも、43.40パ

一ミルを措置するものでございます。合計いたしますと、86.80パーミルで、前年度よりも4.8パーミル引き上げになるものでございます。次に介護保険の関係でございます。(2)をご覧ください。同じように平成25年度一般組合員、一般職の掛金・負担金率につきましては、それぞれ5.32パーミルとし、合計いたしますと10.64パーミルとなるものでございます。前年度よりも0.56パーミル引き上げとなるものでございます。次に(4)給付の実績及び推計の表をご覧ください。表の中段にございます附加給付ですが、一番右の欄にあるとおり、前年度と比較いたしますと1億475万7,000円減額となっております。こちらは附加給付の見直しを行ったことによる減額となるものでございます。また、その下の欄の一部負担金払戻金でございます。こちら前年度と比較すると1番右にございますが、857万2,000円の減額となるものでございます。こちらは基礎控除額の段階的な引き上げを行うことによる減となるものでございます。次に概況の4ページをご覧ください。(6)資金計画の表をご覧ください。左にございます損益計算でございます。ここの収入の計の額でございますが、368億591万4,000円を見込むものでございます。一方、支出の計でございますが、366億4,424万5,000円を見込み、収支差引をいたしますと1億6,166万9,000円の差引本年度利益金が生じるものでございます。このことに伴いまして、その隣の欄にございます差引次年度繰越利益剰余金でございますが、23億6,029万円となる見込みでございます。

次に概況の5ページをご覧ください。3の長期経理でございます。

(1)の給料及び期末手当等と掛金・負担金の割合(財源率)でございますが、こちらの平成25年度9月から3月の一般組合員等の一般職の期末手当等の額に乗じる数値の欄をご覧ください。掛金につきましては82.85パーミル、負担金につきましては83.15パーミルを措置いたしまして、合計いたしますと166パーミルとなります。3.54パーミルの引き上げとなるものでございます。なお、負担金率が掛金率よりも0.3パーミル増えておりますが、こちらにつきましては、公務上の給付にかかる率が含まれていることから差が生じるものでございます。次に(2)給料と追加費用の割合をご覧ください。平成25年度は追加費用として37.7パーミルを措置するものでございます。次に(3)資金計画をご覧ください。同じように左側の損益計算でございます。収入の計でございますが、749億3,856万3,000円を見込むものでございます。支出につきましては、同額を全国市町村職員共済組合連合会に払い込むものでございます。

次に4の預託金管理経理でございます。1の資金計画でございます。こちらの左の表の損益計算をご覧ください。収入は利息及び配当金で、6億8,044万円を見込むものでございます。支出につきましては、全額支払利息で、こちら全国市町村職員共済組合連合会へ返済するものでございます。次に2の資産の構成割合でございます。概況の6ページをご覧ください。この表の資産区分の③をご覧ください。貸付経理へ貸付金で、中段にございます平成25年度末の推計額は、250億6,514万4,000円となる見込みでございます。構成割合としては93.92パーセントを占め、ほとんどがこの貸付経理へ

貸付金となるものでございます。またその下の物資経理へ貸付金でございますが、平成25年度末ではゼロとなるものであります。こちらの理由でございますが、平成25年10月から物資経理へ貸付は貯金経理からの借入に変わることから、預託金管理経理ではゼロとなるものでございます。

次に5の業務経理でございます。事務費の額及び資金計画、(1)事務費の額(1人当たり)で、平成25年度は事務費を1万10円措置するものでございます。平成24年度より1,094円減額となるものでございます。またこの内訳の真ん中にございます(B)短期経理より繰入でございますが、平成25年度はゼロとするものでございます。こちらの理由につきましては、短期経理の財源率が年々引き上げられている現状と、業務経理の財政状況に鑑みまして、今年度25年度は行わないものとするものでございます。ちなみに、例年どおりで措置した場合は1,840円になったものでございます。次に(2)資金計画をご覧ください。表の左側にある損益計算でございますが、収入の計は7億5,315万円を、支出の計は8億841万4,000円を見込みまして、収支差引いたしますと5,526万4,000円の差引本年度損失金が生じる見込みとなるものでございます。これに伴いまして、その隣の差引次年度繰越利益剰余金でございますが、11億7,593万9,000円となる見込みでございます。

次に6の保健経理でございます。(2)期末手当等と掛金・負担金の割合(福祉事業)の表をご覧ください。平成25年度一般組合員の一般職につきましては、掛金・負担金率共に2.24パーミルを措置するものでございます。合計4.48パーミルで、前年度と変更ないものでございます。次に概況の7ページの(3)事業の種類を説明させていただきます。こちらにつきましては、変更点のみの説明とさせていただきます。この表の中段よりやや下、保健事業の体育関係のところでスポーツ教室のウォーキングがございますが、平成25年度新たに開催させていただく教室でございます。60万3,000円を計上するものでございます。費用の一部を組合負担として開催をするものでございます。次にその下の講座関係で健康管理講座の1番下の「知ってなるほど健康づくり」も平成25年度新たに開催する講座でございます。56万5,000円を計上させていただきます。費用の全額を組合負担として開催をするものでございます。さらに、その下のその他の上から2番目、療養助成金でございますが、こちらに記載はございませんが平成24年度までは被扶養者7日以上入院1日につき500円を支給しておりましたが、平成25年度は廃止するに変更しているものでございます。(4)資金計画でございます。概況の8ページをご覧ください。左側の計の部分の収入の合計額ですが、15億1,439万5,000円を見込むものでございます。一方支出の計でございますが、16億6,671万6,000円を見込みまして、収支差引をいたしますと、差引本年度損失金ということで1億5,237万1,000円を見込むものでございます。これに伴いまして、その隣の差引次年度繰越剰余金は11億2,582万2,000円の見込みでございます。

次に7の保健経理第2でございます。ここでは(3)施設の利用状況及び利用料金のイの利用状況をご覧ください。年間利用予定数を8,2

56人、利用率を65パーセントと見込むものでございます。また、注意書きにあるのは、平成25年度の開設期間で、平成25年4月12日から11月25日までとするものでございます。次にロの利用料金でございます。こちらは前年度と変更がないものでございます。次に概況の9ページをご覧くださいと思います。(4)資金計画でございます。左側の損益計算、収入の計でございますが、1億1,991万9,000円、支出の計は1億6,348万9,000円を見込み、収支差引いたしますと、4,357万円の差引本年度損失金が生じる見込みとしております。これに伴いまして差引次年度繰越剰余金でございますが、5億6,408万7,000円となる見込みでございます。

次に8、保健経理第3でございます。ここでは(3)施設の利用状況及び利用料金、イの利用状況をご覧ください。温浴施設の年間利用予定数を1万9,315人見込んでいるものでございます。ロの利用料金につきましては、こちらは前年度と変更がないものでございます。次に(4)資金計画でございます。左側の損益計算の収入の計でございますが、4,237万6,000円、支出の計につきましては4,223万5,000円を見込みまして、収支差引いたしますと14万1,000円の差引本年度利益金が生じる見込みとしております。これに伴いまして差引次年度繰越剰余金は822万1,000円となる見込みでございます。

次に9の宿泊経理でございます。(2)の施設の現況で、表が2つある下の表の中ほどに利用率があります。オークラ千葉ホテルの利用率は57.0パーセント、黒潮荘の利用率は50.0パーセントを見込むものでございます。概況の11ページをご覧ください。(4)宿泊経理の資金計画でございます。左側の損益計算でございますが、収入の計は23億2,583万7,000円を見込むものでございます。一方支出の計は22億9,168万7,000円を見込み、収支差引をいたしますと3,415万円の差引本年度利益金が生じる見込みとしております。これに伴いまして、差引次年度繰越剰余金は30億5,888万6,000円となる見込みでございます。

次に10の貯金経理でございます。(1)貯金の種類、支払利率及び現況の表でございます。平成25年度末見込みをご覧ください。まず貯金額でございますが、3,181億9,044万8,000円を、貯金者数は4万4,459人を、貯金者1人あたり貯金額は715万7,000円を、組合加入率は79.19パーセントを見込むものでございます。また支払率につきましては、2.10パーセントで、前年度と据え置きをするものでございます。次に(2)資金計画でございます。左側の損益計算の収入の計をご覧ください。90億6,441万円を見込むものでございます。支出の計につきましては65億1,554万4,000円を見込み、収支差引をいたしますと25億4,886万6,000円の差引本年度利益金が生じる見込みとしております。このことに伴いまして、差引次年度繰越剰余金でございますが、432億8,571万9,000円となる見込みでございます。概況の12ページをご覧ください。

(4)予定運用利回りでございます。平成25年度末の運用利回りは2.541978パーセントを見込むものでございます。貯金の支払利率を約0.44パーセント上回っている状況になるものでございます。

次に11の貸付経理でございます。ここでは(2)のイの貸付資金の

増減状況をご覧ください。資金の内容の1番上の預託金管理経理より借入金でございますが、平成25年度末は250億6,514万4,000円を見込み、前年度と比較いたしますと、55億4,930万円の減額となる見込みです。次に口の貸付条件でございますが、こちらにつきましては変更がないものでございます。次に概況の13ページ、(4)の資金計画をご覧ください。損益計算でございます。左側にある収入の計でございますが、8億2,943万3,000円、支出の計は7億9,325万7,000円を見込み、収支差引いたしますと3,617万6,000円の差引本年度利益金が生じる見込みとしているものでございます。このことに伴いまして、隣の差引次年度繰越金でございますが、24億1,447万4,000円となる見込みでございます。

次に12の物資経理でございます。(1)のイの運転資金の状況でございます。こちらは預託金管理経理への借入金は先ほど説明したとおり平成25年10月から貯金経理からの借入に変わりますので、預託金管理経理より借入金につきましては、平成25年度末はゼロとなるものでございます。それに代わりまして、貯金経理より借入金が新たに加わりまして、平成25年度末の推計は22億7,300万円を見込むものでございます。次に口の販売品目、月賦期間及び平均利潤率でございますが、まず販売品目は自動車のみとさせていただいているものでございます。2つ下の購入限度額でございます。こちらにつきましては常時200万円、ただし平成25年10月からは常時300万円になります。この購入限度額の引き上げにつきましては、先ほど議長からご挨拶いただいたとおり、エコカーの普及率が高まっている状況、またエコカーは高価な商品になります。そのような理由から限度額を引き上げるものでございます。さらに2つ下の手数料率でございます。平成25年度は2.72パーセント、ただし平成25年10月から2.42パーセントで、こちらにも借入経理を貯金経理に変更することにより、手数料率が0.3パーセント引き下げられるものでございます。1番下の売上見込額でございます。8億39万8,000円を見込むものでございます。概況の14ページをご覧ください。(3)の資金計画でございますが、こちらにも左側の損益計算でございます。収入の計を9億4,210万8,000円、支出の計につきましては9億2,878万5,000円を見込み、収支差引をいたしますと、1,332万3,000円の差引本年度利益金が生じる見込みとしているものでございます。このことに伴いまして、差引次年度繰越剰余金でございますが、2億624万7,000円の見込みでございます。

平成25年度事業計画及び予算についての説明につきましては、以上でございます。

議長 はい。ただ今議案第3号「平成25年度事業計画及び予算」の説明がなされました。これより質疑を受けたいと存じます。議案に対する質疑はございませんか。

天野議員 はい。

議長 はい。20番天野議員。

天野議員 議席番号20番の天野です。組合会会議規則第25条の規定に基づき、次のとおり発言いたします。

議案第3号「平成25年度事業計画及び予算」について3ページ最下段から4ページにかけて、(5) 拠出金等の実績及び推計の表について、質問いたします。

平成25年度の短期財源率の引上げの主たる要因の1つとして、定款第42条第2項に基づく特定保険料に相当する財源率の上昇が考えられます。特定保険料とは、前期高齢者納付金、後期高齢者支援金、病床転換支援金、老人保健拠出金、退職者給付拠出金等に充てるための保険料率であり、つまり、私達共済組合員が病院で7割分の医療給付に充てるものではなく、他の医療保険を支援するためのものであります。その特定保険料率が平成23年度33.51パーミル、平成24年度37.81パーミル、平成25年度40.94パーミルと上昇し、平成25年度短期財源率引上げ分4.8パーミルのうち3.23パーミル、実に引き上げ率の7割に迫る67.29パーセントが特定保険料率の上昇分でありました。定款財源率86.80パーミルの約5割の47.17パーセントが当該保険料率で占められている現状に陥っております。

確かに、社会保障制度は相互扶助の理念を包含しており、私たちが他の医療保険制度を支援していくという財政調整制度たる特定保険料の存在を否定できないものと考えております。ただ、平成25年度の引上げ率の7割が特定保険料率分であり、この状況を鑑みるに、また私たち共済組合の年々ひっばくしていく財政状況、組合員への給付削減・廃止・サービスの悪化を進めている状況から考えるに、今まで以上に、この状況を見直していただくべく声をあげていく必要があると考えております。まさに打ち出の小槌ではないと言っていく必要がある。

そこで、千葉縣市町村職員共済組合並びに全国の共済組合が、過去(直近3年間)、この点の是正について、国などに対して、総務省だと思えますが、どのような要望をしてきたのか、またどのような動きを示してきたのか。また、今後は、どのような要望をしていくのか、どのような動きをしていくのか、ご教示いただけたらと思えます。実は総報酬制が導入されると、確か9億円ほど増となります。そういう観点からもこの件について動きが必要かと感じております。以上です。

保健課長 はい。

議長 はい。保健課長。

保健課長 はい。それではただ今のご質問について回答させていただきます。まず、平成25年度から新たな高齢者医療制度を実施すべく、平成21年11月に高齢者医療制度改革会議が発足されました。そこで高齢者医療制度に関する改革等が議論されていたわけですが、平成22年7月に中間取りまとめ案が発表されたところであり、その時点で全国市町村職員共済組合連合会の理事長名におきまして、厚生労働大臣そして厚生労働省事務方、そして民主党、当時の政権与党でございます。等に要望書を提出したところであり、少し掻い摘んで申し上げますと、1点

目が新たな高齢者医療制度のあり方については広く国民の意見を聞くと共に、共済組合はじめ各保険者の意見も十分踏まえた上で国民の理解と納得が得られるようにすること。2つ目が新たな高齢者医療制度は将来高齢化の進展や医療費の増嵩等の見通しの上に立って、各保険者の財政負担を含め、将来にわたって持続可能で安定した運営が確保される制度となるよう、世代間負担のあり方、財政調整の方法等の設計を検討すること、公費の拡充についてもこのような観点から十分検討すべきである。そして3点目は保険者機能をさらに発揮することが各保険者において求められていることから、労使折半の保険料負担による財政運営に責任をもつ事業主が職員の健康増進のための保健事業についても大きな役割を果たしているところである。したがってこのような被用者保険が地域保険と共に存続していくことが制度のあり方としては望ましく、将来共に維持されるべきものであるということ。抜粋で今ご紹介をさせていただきました。このような意見書を提出させていただいているところでございます。そして12月に改革会議において最終とりまとめがなされることから、その時点でもう一度連合会のほうで政府与党、そして厚生労働省に対して当時の全国市町村職員共済組合連合会の久保田理事長、そして千葉県市町村職員共済組合の当時の職員側代表理事である佐藤理事、そして全国市町村職員共済組合連合会の山口理事ら3名で要請活動を行っているというものでございます。そして、併せて12月に、地方公務員共済組合協議会という組織がございます。地方職員共済組合、公立学校共済組合、警察共済組合、東京都職員共済組合のほか、指定都市共済組合が加入しております。また全国市町村職員共済組合連合会もここに加入しているわけですが、こちらは全ての理事長名におきまして、厚生労働大臣等に宛てて要望書を提出しているところであります。そして、もうこれから先は皆さまご存じだと思いますが、社会保障と税の一体改革が閣議決定されて、今は社会保障制度改革国民会議で、高齢者医療制度についての議論がなされております。今後においても千葉共済だけでなく、全国の共済組合と連合会、そして他の地方公務員共済組合とこのような要請行動については意見調整をして、必要に応じて行っていく考えでございます。以上でございます。

議 長 よろしいですか。

天野議員 はい。ありがとうございました。

議 長 ほかにございませんか。

須藤議員 はい。

議 長 はい。2番須藤議員。

須藤議員 いくつかありますが、初めに大腸がん検診の助成金について、昨年の組合会でも大腸がん検診は助成できないか話をしたところ、事務局は2年に1度であれば検討することは可能でしょうと回答がありました。その後の検討結果があれば教えてほしいことが1つ目です。

2つ目は預託金管理経理の関係で、縁故債の具体的な中身が何か。これをお示し願いたい。

3つ目に地区別共済制度研修会の中でも意見が出ましたが、普通貸付や住宅貸付など民間に比べて利息が随分高いのではないか。そのときの答えは、千葉県ではどうしようもないというのは聞きましたが、千葉県でどうしようもないことが、例えば関東を含むとか、全国を含めるとかで全国市町村職員共済組合連合会の方に意見書を出せないか。3点について伺います。

福祉課長 はい。

議長 はい。福祉課長。

福祉課長 それでは私から大腸がん検診と貸付につきましてご説明させていただきます。大腸がん検診につきましては、人間ドック受検時において助成していることになると思われま。基本検査項目に含まれている医療機関、オプションで設定している医療機関が多数あるものでございます。オプションを含めた合計金額の60パーセント、2万6,250円の限度額がありますが、助成させていただいております。大腸がん検診の助成につきましては、人間ドック受検時に60パーセント助成させていただいているということになろうかと思ひます。それから、2年に1度の助成の部分ですが、人間ドックとは別でよろしいですか。

須藤議員 オプションでね。

福祉課長 今やっております婦人科検診と同じような捉え方でよろしいでしょうか。

須藤議員 はい。

福祉課長 これにつきましては、婦人科検診と同じ助成の仕方ということですが、どれ位の金額、オプションの部分で安いものから高いものまで多数あるわけで、金額等あるいは他県の状況等を調査させていただき、支出額を推定していきたいと思ひます。保健事業におきましては、地区別共済制度研修会でもご意見が出たところでございますが、インフルエンザの助成などの要望もいただいておりますので、事業見直しの1つとして検討して参りたいと考えております。

続きまして、貸付経理につきましての利息の変更を全国的に働きかけられないかどうかということですが、やはり地区別共済制度研修会でもご意見等かなりいただいております。貸付事業につきましては、正確には総務省が定めております貸付規則準則に基づきまして実施しなければならないものでございます。貸付の利率につきましても、財政融資資金利率の改定がなされない限り、現在の特例による利率の変更はなされないものでございます。各組合からの要望等につきまして、連合会に確認させていただきました。そうしましたところ、正式な書面による要求書等を受けたことはなく、連合会の立場といたし

まして総務省に都度要望等の話をしているとのことでもございました。また、過去、平成18年の話になりますが、市町村共済のほか、他の共済組合が地方公務員共済組合の福祉事業に対する意見等について、総務省の福利課に意見伺を提出したことがございました。その中でも貸付事業に対する意見等が数多く出されており、その中に利率の見直しや、利率決定方法の見直し等もございました。これに対する福利課の回答は年金資金運用の一環としての一面もあるので、利率の引き下げや各々の組合による利率の決定は難しいとされていたところでもございます。このような状況でもございますので、事業の見直し等は難しいものと思われると思います。引き続き、組合員からのご要望、ご意見等につきまして連合会に述べさせていただくと共に、総務省に対しましてもこの平成18年のような再度意見伺を行うように要望をしていきたいと考えております。以上でございます。

総務課長 はい。

議長 はい。総務課長。

総務課長 それでは預託金管理経理の縁故債についての回答をさせていただきます。今現在の引き受けは4件でございます。市町村の内訳で言いますと、柏市が1件、御宿町が3件となっております。具体で言いますと、柏市は防災対策事業債で1件引き受けております。御宿町は排水施設整備事業、こちらで2件、防災基盤整備事業で1件という内訳になっております。以上でございます。

須藤議員 ありがとうございます。

議長 よろしいですか。

須藤議員 はい。

議長 はい。他にございませんか。

[「なし」の声あり]

議長 それではないようでもございますので、以上で質疑の終結をいたします。これより採決をいたします。議案第3号「平成25年度事業計画及び予算について」原案のとおり可決することに賛成の諸君の挙手を求めます。

[全員挙手]

議長 はい。挙手全員であります。よって議案第3号は原案のとおり可決されました。

次に議案第4号から議案第8号までは、予算に関連した諸規則等の一部改正でございますので、一括議題といたしたいと存じます。これにご

異議はございませんか。

[「異議なし」の声あり]

議 長 ご異議ないものと認め、議案第4号から議案第8号までを一括議題といたします。順次事務局から説明を求めます。宍倉保健課長。

保健課長 はい。

議 長 はい。保健課長。

保健課長 それでは議案第4号「千葉県市町村職員共済組合定款の一部変更について」上程させていただきます。議案第4号をご覧ください。説明につきましては、千葉県市町村職員共済組合定款の一部を変更する要綱書をもって説明をさせていただきます。

第1、変更の目的でございます。1、地方公務員共済組合における短期給付に係る附加給付水準等については、他の医療保険制度との均衡を十分に勘案して適正に定めることとされていることから、平成25年度から、上位所得者に係る一部負担金払戻金、家族療養費附加金、家族訪問看護療養費附加金及び合算高額療養費附加金の基礎控除額並びに傷病手当金附加金の支給期間について見直しを行うと共に、入院附加金、結婚手当金及び災害見舞金附加金について廃止するものでございます。また、合算高額療養費附加金における特例計算基準を変更し改善を図るものでございます。2といたしまして、給与総額の減少及び医療費の増加並びに高齢者医療制度への拠出金の負担増等により財源が不足するため、短期財源率を引き上げるものでございます。3、介護給付費等に要する費用の増加により、介護財源率を引き上げるものでございます。4、育児休業手当金及び介護休業手当金に係る共同事業における拠出金率の変更に伴い、長期組合員及び市町村長長期組合員に係る育児・介護休業手当金率を引き下げるものでございます。5、短期経理から業務経理への資金の繰り入れについて、所要の変更を行うものでございます。6、一部条文について、条文整備を図るものでございます。

第2、変更する事項でございます。1、附加給付に関する事項でございます。(1)でございます。入院附加金、結婚手当金及び災害見舞金附加金を廃止するものでございます。(2)、地方公務員等共済組合法施行令第23条の3の4第1項第2号に掲げる組合員を「上位所得者」とし、上位所得者及びその被扶養者に係る一部負担金払戻金、家族療養費附加金及び家族訪問看護療養費附加金の額の算定に係る基礎控除額を5万円、上位所得者及びその被扶養者に係る合算高額療養費附加金の額の算定に係る基礎控除額を10万円とするものでございます。なお、この施行令の上位所得者につきましては、高額療養費算定における上位所得者区分でございます。給料月額が42万4,000円以上の組合員のことを指すものでございます。(3)、合算高額療養費附加金における特例計算の対象となる基準について、「2万1,000円」を「2万5,000円(上位所得者又はその被扶養者に係るものにあつては、5万円)」に変更するものでございます。合算高額療養費附加金の基礎控除につきまして

は、原則単独計算による一部負担金払戻金等の基礎控除額の2倍、2万5,000円ですので、5万円とされているものでございます。原則にしたがい計算しますと、合算しない方が有利になる場合が存在し、これを避けるため平成21年度に定款準則が改正をされました。一部負担金相当額に基準を設け、特例計算を行うこととされたものでございます。しかしながら、現行の準則における合算高額療養費附加金の特例計算の対象となる基準は、2万1,000円以上的一部負担金相当額が1件のみとされているため、依然として合算計算の方が単独計算するよりも不利であるという矛盾が生じています。また附加給付水準等の見直しにおきまして、一部負担金払戻金、家族療養費附加金及び合算高額療養費附加金に上位所得者区分を設け、上位所得者の基礎控除について、一般所得者の2倍とされていることから、上位所得者の合算計算と単独計算の差が拡大し、現行のままでは合算計算上不利益がさらに大きくなることから、合算高額療養費附加金の特例計算の対象となる基準を変更するものでございます。(4)、傷病手当金附加金の支給期間について、「1年6ヶ月」を「6ヶ月」に変更するものでございます。2、短期財源率に関する事項でございます。短期財源率を「千分の4.8」引き上げ、「千分の82」から「千分の86.8」とするものでございます。3、介護財源率に関する事項です。介護財源率を「千分の0.56」引き上げ、「千分の10.08」から「千分の10.64」とするものでございます。4、長期組合員及び市町村長長期組合員に係る育児・介護休業手当金率に関する事項でございますが、育児・介護休業手当金率を「1,000分の0.56」引き下げ、「1,000分の3.6」から「1,000分の3.04」とするものでございます。5、資金の繰り入れに関する事項でございます。これは短期経理から業務経理へ繰り入れることができる事務費の限度額を規定するところでございますが、「平成24年度」を「平成25年度」に、「1,790円」を「1,840円」とするものでございます。6、一部条文の整備に関する事項で、上記の変更に伴い、所要の整備を図るものでございます。

第3、施行期日でございます。1、この変更は、平成25年4月1日から施行するものでございます。2、変更後の第36条第1項及び第2項、第36条の2第1項並びに附則第10項及び第11項の規定は、平成25年4月1日以後の診療に係る家族療養費附加金及び家族訪問看護療養費附加金の支給並びに一部負担金の額等の払戻しについて適用し、同日前の診療に係る家族療養費附加金及び家族訪問看護療養費附加金の支給並びに一部負担金の額等の払戻しについては、なお従前の例によるものでございます。3、次の表の左欄に掲げる期間の診療について、変更後の第36条第1項、第36条の2第1項及び附則第10項の規定を適用する場合においては、これらの規定中「5万円」とあるのは、同表の右欄に掲げる字句にそれぞれ読み替えるもので、基礎控除額に経過措置を設けたものでございます。平成25年4月1日から平成26年3月31日までの診療にあっては、5万円を3万3,000円と読み替えるものでございます。平成26年4月1日から平成27年3月31日までの間の診療にあっては、5万円を4万1,000円と読み替えるものでございます。次に4でございます。次の表の左欄に掲げる期間の診療について、変更後の第36条第2項本文及び附則第11項本文の規定を適

用する場合においては、これらの規定中「10万円」とあるのは、同表の中欄に掲げる字句に、変更後の第36条第2項ただし書及び附則第11項ただし書の規定を適用する場合においては、これらの規定中「5万円」とあるのは、同表の右欄に掲げる字句にそれぞれ読み替えるものでございます。これは先ほど説明いたしました合算高額療養費附加金の特例計算における基準等に経過措置を設けたものでございます。平成25年4月1日から平成26年3月31日までの間の診療にあつては、上位所得者の基礎控除額10万円を6万6,000円に、特例計算の基準5万円を3万3,000円に読み替えるものでございます。平成26年4月1日から平成27年3月31日までの間の診療にあつては、基礎控除額を8万2,000円、特例計算の基準を4万1,000円とそれぞれ読み替えるものでございます。5、平成25年3月31日以前に給付事由の生じた災害見舞金附加金、入院附加金及び結婚手当金については、なお従前の例によるものでございます。6、変更後の第38条の2の規定は、平成25年4月1日以後に給付事由の生じた傷病手当金附加金について適用し、同日前に給付事由の生じた傷病手当金附加金については、なお従前の例によるものでございます。7、変更後の第42条第1項、第42条の2及び附則第5項の規定は、平成25年4月分以後の掛金及び負担金並びに任意継続掛金について適用し、同年3月分以前の掛金及び負担金並びに任意継続掛金については、なお従前の例によるものでございます。以上でございます。

議案第5号につきましては、福祉課長から説明をいたします。

福祉課長 それでは議案第5号、千葉縣市町村職員共済組合貸付規則の一部改正につきまして上程させていただきます。議案第5号をご覧ください。議案第5号、千葉縣市町村職員共済組合貸付規則の一部改正についてです。内容につきましては、1ページ目の貸付規則の一部を改正する要綱書をもちまして説明をさせていただきます。

第1に改正の目的でございます。災害貸付の発生状況を鑑み、住宅に係る現地調査につきまして所要の改正を目的とするものでございます。

第2に改正する事項でございます。住宅に係る災害貸付の発生状況を鑑み、現地調査につきまして災害貸付を対象とすることといたしましたので、条文の整備を行うものでございます。

第3に施行期日です。この規則は平成25年4月1日から施行するものでございます。以上でございます。

福祉課長 続きまして、議案第6号、千葉縣市町村職員共済組合生活習慣病予防規則等の一部改正についてを上程させていただきます。内容につきましては、1ページの生活習慣病予防規則等の一部を改正する要綱書をもちまして説明をさせていただきます。

第1に改正の目的でございます。1項といたしまして、生活習慣病予防検査及び特定健康診査の検査項目については、重複する項目が多いため、事業の統合を図り、名称を特定健康診査補助事業に変更し、条文を改めるものでございます。2項といたしまして、検査実施に際しまして検査医療機関との契約形態が多様化しており、契約形態を整備することに伴い、条文の整備を行うものでございます。3項といたしまして、そ

の他、所要の規定整備を行うものでございます。

第2に改正する事項でございます。1項といたしまして、特定健康診査が保険者に義務づけられたものであり、予防事業の根幹をなすものであるため、名称を特定健康診査補助事業に変更しまして、それに伴い名称等に係る条文を改めるものでございます。2項といたしまして、当組合と医療機関、所属所と医療機関など、委託や契約形態が多様していることに伴い、契約形態を整理すると共に、関連する条文を改めるものでございます。3項といたしまして、事業の統合を図ることに伴いまして、検査項目に係る条文の整備を行うものでございます。4項といたしまして、3項の改正に伴い、検査場所に係る条文を整備するものでございます。5項といたしまして、その他関係規則について規定を整備するものでございます。

第3に施行期日です。1項といたしまして、この規則は平成25年4月1日から施行するものでございます。2項といたしまして、改正後の千葉県市町村職員共済組合特定健康診査補助規則の規定は、この規則の施行日以後に利用する特定健康診査補助事業について適用し、同日前に利用した生活習慣病検査については、なお従前の例によるものでございます。

福祉課長

続きまして、議案第7号、千葉県市町村職員共済組合助成金交付規則の一部改正についてを上程させていただきます。議案第7号をご覧ください。こちらにつきましても、要綱書をもちまして説明をさせていただきます。

第1に改正の目的でございます。1項といたしまして、貸切バス等に係る使用人数の範囲を削除し、各施設利用時に利用促進を図るものでございます。2項といたしまして入院附加金の廃止に伴い、被扶養者に対する療養助成金についても廃止するものでございます。3項といたしまして、一部条文の整備を図るものでございます。

第2に改正する事項でございます。1項といたしまして、保養所及び保健センター利用助成金の貸切バス等に係る使用人数の範囲を削除し、使用車両種類において判定するものとし、各施設利用時における利用促進を図るものでございます。2項といたしまして、短期給付における組合員本人に対します入院附加金の廃止に伴い、被扶養者が療養のため引き続き7日以上入院のときの規定を削除するものでございます。3項といたしまして、2項の改正に伴い、関連する条文の整備を図るものでございます。

第3に施行期日でございます。1項といたしましてこの規則は平成25年4月1日から施行するものでございます。2項といたしまして、施行後の第2条第8号の規定は療養助成金の給付事由が平成25年4月1日以後に生じたものについて適用し、当該給付事由が同日前に生じたものについては、なお従前の例によるものでございます。以上でございます。

続きまして、議案第8号につきまして施設管理課長よりご説明いたします。

施設管理課長

はい。議案第8号、千葉県市町村職員共済会館設置規則の一部改正に

ついて上程させていただきます。次ページをご覧ください。内容につきましては、千葉県市町村職員共済会館設置規則の一部を改正する要綱書をもってご説明させていただきます。ここで申し上げます共済会館とは本日お越しいただいておりますオークラ千葉ホテルのことでございます。

第1、改正の目的でございます。客室改修工事に伴い、品質の向上及び一部客室の平米数に変更されたため、料金を改定するものでございます。

第2、改正する事項。1項といたしまして、全タイプの客室について、客室改修工事による品質向上に伴い、一般料金の値上げ改定を行うものでございます。2項としまして、スタンダードツインの平米数が客室改修工事に伴い30平米から20平米となったため、同平米のスタンダードダブルの組合員料金と同額に値下げ改定を行うものでございます。

第3、施行期日でございます。この規則は平成25年4月1日から施行するものでございます。次ページに改正後の料金表を掲載しているものでございます。以上でございます。よろしくお願いいたします。

議長 　ただ今、議案第4号から議案第8号までの説明がなされました。これより質疑を受けたいと存じます。議案に対する質疑はございませんか。

〔 「なし」 の声あり 〕

議長 　質疑がないようでございますので、以上で質疑を終結をいたします。これより採決をいたします。議案第4号「千葉県市町村職員共済組合定款の一部変更について」、議案第5号「千葉県市町村職員共済組合貸付規則の一部改正について」、議案第6号「千葉県市町村職員共済組合生活習慣病予防規則等の一部改正について」、議案第7号「千葉県市町村職員共済組合助成金交付規則の一部改正について」、議案第8号「千葉県市町村職員共済会館設置規則の一部改正について」、原案のとおり可決することに賛成の諸君の挙手を求めます。

〔 全員挙手 〕

議長 　ありがとうございました。挙手全員であります。よって、議案第4号から議案第8号は原案のとおり可決されました。

次に、「千葉県市町村職員共済組合特定健康診査等実施計画書（第2期）について」、事務局から説明を求めます。工藤福祉課長。

福祉課長 　はい。

議長 　はい。福祉課長。

福祉課長 　それでは議案第9号、千葉県市町村職員共済組合特定健康診査等実施計画書（第2期）について上程させていただきます。議案第9号をご覧ください。特定健康診査及び特定保健指導の第1期計画期が平成24年度をもちまして終了し、平成25年度から第2期計画期が開始されることに伴い、実施計画書を作成させていただくものでございます。作成に

あたりましては、厚生労働省保険局が示す特定健康診査等実施計画作成の他、標準的な検診・保健指導プログラム等に基づき、第1期に作成いたしました実施計画書を加筆訂正したものでございます。

それでは1ページをご覧ください。目的でございますが、下から7行目でございます。本書は当組合の特定健康診査及び特定保健指導の実施方法に関します基本的な事項、特定健康診査等の実施並びにその成果に関わる目標に関する基本的事項につきまして示したものであると共に、5年ごとに5年を1期として特定健康診査等実施計画を定め、更に効率的に実施し、成果が向上するものとするため、平成25年度から29年度までの第2期実施計画を定めるものでございます。

2ページをご覧ください。特定健康診査、特定保健指導の基本的な考え方は前回第1期と同様です。4、特定保健指導の基本的考え方のところになります。特定健康診査の結果により、特定保健指導の対象者に実施する特定保健指導の目的は、健康の保持に努め、生活習慣病に移行させないこととございます。対象者自らが自身の健康状態、生活習慣の改善すべき点を自覚し、特定健康診査の結果や食習慣、運動習慣などの生活習慣の状況結果を踏まえ、自らの生活習慣を変えることができるように支援することを基本に行うものでございます。

3ページをご覧ください。当組合の平成24年4月1日現在の所属所数、組合員数、被扶養者数等の状況、疾病予防事業の受検状況を掲載させていただいております。5をご覧ください。特定健康診査につきましては、組合員は健康診断と当組合の生活習慣病予防検査を受けること、または短期人間ドックを受けることにより、特定健康診査を実施したこととなるものでございます。また、被扶養者、任意継続組合員及びその被扶養者は、当組合が毎年度6月下旬頃に送付する受診券により受検していただくこと、または短期人間ドックをお受けいただくことにより実施したこととなるものでございます。

4ページをご覧ください。達成目標を掲載させていただいております。作成にあたり基準日を平成24年4月1日とさせていただいております。平成29年度における特定健康診査の実施率を国の参酌基準は90パーセント以上、特定保健指導の実施率を40パーセント以上としなければならないとされているものでございます。現在の受診状況から考察いたしまして、目標を設定させていただいたものでございます。参考までに申し上げますと、昨年11月1日に報告いたしました平成23年度国への報告の状況でございますが、組合員の特定健診受診率が90.7パーセント、被扶養者、任意継続組合員も含むわけですが、こちらが42.5パーセント、合計で74.8パーセントでございました。保健指導につきましては、組合員が22.5パーセント、被扶養者が6.8パーセント、合計いたしまして20.8パーセントであったものでございます。それぞれ平成23年度の目標が86パーセント、そして35パーセントでございましたので、明らかに乖離している状況であります。平成25年度からの目標策定につきましては、このような状況を鑑み、少しずつ実施率、目標を上げていき、目標達成を目指して平成29年度にはクリアしたいと思っております。こちらには記載しておりませんが、平成24年度の目標が90パーセント、45パーセントであることと比較しますと、平成25年度の欄をご覧ください、それぞれ80パーセント、そ

して28パーセントと、かなり低い実施率目標からの再スタートとなるわけですが、少しずつ目標達成に向けて努力していくものでございます。引き続き実施率向上のために広報誌共済だより、ホームページ、またパンフレット等により周知いたしますと共に被扶養者の方につきましては6月の受診券発送後、再度受診勧奨の通知等を行うことを検討していきたいと思っております。

次に5ページ。2の実施項目のところから引き続きまして6ページをご覧くださいと思います。こちらに特定健康診査等の実施項目を1行空けまして具体的に記載させていただいております。この項目につきましては、厚生労働省作成の標準的な検診、保健指導プログラム記載の検診項目、方法をそのまま掲載させていただいたものでございますが、現在のところ改定案の状態でございます、今後変更があった場合には変更させていただきます。

また、8ページ。8の特定保健指導の対象者の抽出の方法をご覧ください。こちら9ページにわたり特定保健指導対象者の選定と階層化の方法を掲載させていただいておりますが、同様に改定案の状態であることを申し述べさせていただきます。

9ページ以降及びその他にも受診利用方法、個人情報の保護、公表及び周知、評価及び見直しにつきまして記載させていただきました。個人情報に十分留意いたしますと共に、周知に努めながら行っていくものでございます。以上、特定健康診査等実施計画書（第2次）についてでございます。よろしくお願いいたします。

議長 　ただ今、議案第9号「千葉縣市町村職員共済組合特定健康診査等実施計画書（第2期）」の説明がなされました。これより質疑を受けたいと存じます。議案に対する質疑はございませんか。

天野議員 　はい。

議長 　はい。20番天野議員。

天野議員 　議席番号、20番天野です。組合会会議規則第25条に基づき、次のとおり発言したいと思います。

4ページ第4、達成目標について質問いたします。現在、千葉縣市町村職員共済組合は合計100所属所で構成されております。その中で組合員の多数を占める市町村54所属所内において、特定健康診査実施率、特定保健指導受診率が高い1位から5位までの所属所をご教示いただきたいと思います。また、なぜこれらの所属所の率が高い理由等を分析されていたら、併せてご教示いただきたいと思います。併せて全国47都道府県内において、同じく特定健康診査実施率、特定保健指導受診率が高い1位から5位までの共済組合を教えてください。恐らく滋賀県あたりが入ると考えています。同時に私たち千葉縣市町村職員共済組合が何番目なのかをご教示ください。そしてこれらの共済組合の率が高い理由等を分析されていたら、併せてご教示ください。この質問の目的というのは、この制度自体が川上対策、治療から予防へと大きな国の制度設計の中で立てられたものです。そして全く同じ条件で平成

20年度に導入されながら、率に差が出ています。そうすると、良いところには良いなりの理由があるのではないかと思います。その理由をわれわれでかみ砕いて取り入れていき、そうすることによって将来的な医療費の抑制、短期財源率の抑制に繋がるものと考え、この旨分析があれば教えていただければと思います。以上です。

福祉課長 はい。

議長 はい。福祉課長。

福祉課長 はい。ただ今のご質問につきまして、ご回答させていただきます。やはりどこかの基準でお答えしたほうが良いと思いますので、先ほど説明させていただきましたが、昨年国への報告段階で、市町村で90パーセント以上の検診率になります。その中でも上位5市町村をお答えさせていただきます。100パーセントに近い部分で未報告の方が対象者に何名かいましたので、1番高い所属所で99パーセントの特定健康診査の受診率でございました。1番目が袖ヶ浦市でございます。2番目は柏市です。3番目が浦安市でございます。4番目が君津市、5番目が木更津市です。99から97パーセントの特定健康診査の受診率でありました。この数字につきましては、担当の方々からの報告が確実になされているかどうかになり、ただ聞くところによると所属所の健康診断の中でも、何パーセントかは拒否される方がいると聞いていますので、なかなか100パーセントには難しいと思っております。細かな分析は行っていないところなので、今後努めていきたいと思っております。やはり報告漏れなども若干あるところがございますので、申し述べさせていただきます。

それから、特定保健指導になりますが、当組合からどの時期で実施するかアンケートを行っています。国への報告の段階でまだ積極的支援、動機づけ支援が終わっていない所属所もありますので、どこかの時点で実施率を出さなければいけないものです。それから、当組合から特定保健指導の該当者が少ないので、所属所によってはその年はこれだけやってくださいとお願いをしていない年度もあります。そのような意味も含め、平成22年度の11月に行いました国への報告の特定保健指導を基準とします。こちらはやはり該当になる方が少ないところで、確実に実施していただき、町村のほうが高くなっている状況でございます。1番目が一宮町でございます。2番目が白子町でございます。3番目が匝瑳市でございます。4番目が多古町でございます。5番目が成田市でございます。やはりこの部分につきましては、当組合から所属所に全員ではないのですが、100人該当者がいたら50人お願いしますということと、その50人を確実にやっていただいているかどうか、その辺を最終的には該当になられた方の行う、行わないの判断で強制ではないのですが、できれば確実に受けていただきたいと考えております。私どものやり方も、もっともっと研究していかなければならないと思っております。

それから全国の共済組合の中で組合員の特定健康診査受診率、保健指導受診率を申し上げさせていただきたいと思っております。1番目が岐阜県で97.3パーセントの特定健康診査受診率でございました。2番目が福

岡県でございます。3番目が山形県でございます。仙台市の都市共済が4番目でございます。新潟県が5番目で96.1パーセントでございます。先ほど申しあげました千葉県が90.7パーセントでございますが、31番目になるものでございます。特定保健指導でございますが、1番目が岩手県の62パーセントでございます。2番目が三重県の61パーセントでございます。3番目が少し減りますが、岡山県の46.8パーセントでございます。4番目が福井県の45.1パーセントでございます。5番目は東京都の33.2パーセントでございます。当組合の特定保健指導は22.5パーセントと14番目になります。こちらの要因につきましては、全国でやり方が様々あり、確認等はしておりませんが、近隣の東京都の保健指導のやり方が該当者全員にできる限りやっていたらという状況であると確認しております。やり方についても、情報交換等を密にいたしまして、さらに受診率が上がるように努めていきたいと思っております。以上でございます。

議 長 よろしいですか。

天野議員 はい。

議 長 ほかにございませんか。

[「なし」の声あり]

議 長 それではほかにないようでございますので、これより採決をいたします。議案第9号「千葉県市町村職員共済組合特定健康診査等実施計画書（第2期）について」、原案のとおり可決することに賛成の諸君の挙手を求めます。

[全員挙手]

議 長 ありがとうございます。挙手全員であります。よって、議案第9号は原案のとおり可決されました。以上、附議しました議案につきましては、慎重にご審議をいただきまして可決をいただきました。厚く御礼を申し上げます。

以上をもちまして、第172回組合会を閉会とさせていただきます。ご協力誠にありがとうございました。

閉 会 （時刻14時40分）

平成25年3月18日調製

議 長 岩田 利雄

署名議員 相川 勝重

署名議員 平山 優